

創造産業立地事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

雇用の場の拡大と経済の振興を促進するため、重点産業分野等において、長年にわたり市内に立地する企業が実施する、工場等の新增設を、愛知県と連携して支援するものです。

2. 助成対象

種類	対象事業	対象者	要件
①	市内の土地への工場等の新增設等	製造業者	1 愛知県新あいち創造産業立地補助金交付要綱別表第1「Aタイプ」の表補助対象事業者の欄第1号の中小企業者に該当するものであること。 2 愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象となるものであること。 3 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。
②		製造業者	1 愛知県新あいち創造産業立地補助金交付要綱別表第1「Aタイプ」の表補助対象事業者の欄第2号の中堅企業者に該当するものであること。 2 愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象となるものであること。 3 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。
③		製造業者	1 愛知県新あいち創造産業立地補助金交付要綱別表第1「Aタイプ」の表補助対象事業者の欄第3号の大企業に該当するものであること。 2 愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象となるものであること。 3 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

3. 助成内容

種類	助成金の額	限度額	対象経費
①	対象経費に100分の10（みなし大企業は100分の8）を乗じて得た額以内	10億円	新增設等を行う固定資産の取得費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
②	対象経費に100分の5（みなし大企業は100分の4）を乗じて得た額以内	5億円 ※県とあわせて最大10億円	
③	対象経費に100分の4を乗じて得た額以内	5億円 ※県とあわせて最大10億円	

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ みなし大企業とは、愛知県新あいち創造産業立地補助金交付要綱第3条第15号に該当する者をいう。

4. 申請期限

種類	認定申請期限	交付申請期限
①	助成対象事業の着工 30 日前まで	当該工場等の操業を開始した日から 1 年以内
②		
③		

※ 地鎮祭や杭打ちなど対外的に着工したことを説明できる日を着工日とする。

5. 助成金の申請手順及び提出書類

①～③共通

手 続	提 出 書 類		
事業計画立案 ↓ 計画認定申請 ↓ 計画認定通知書受理 ↓ 事業の開始 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	認定申請時の提出書類	備 考	
	計画認定申請書	【第 1 号様式】	
	対象設備一覧	【市様式】	
	常用従業員名簿	【市様式】	
	家屋・償却資産の明細	【市様式】	
	申立書	【市様式】	
	中小企業者チェックシート	【市様式】※法人のみ	
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ	
	商業登記簿謄本の写し	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書	
	定款	左記がない場合は、これに準ずるもの	
	当該助成により主に製造する製品を説明する資料		
	今後 5 年間の売上見込み	棒グラフなどで説明した資料	
	直近 2 か年間の決算関係書類	貸借対照表、損益計算書、事業報告	
	当該事業に係る見積書の写し	左記がない場合は、社内決裁資料の写しなどの、投資予定金額の分かる書類の写し	
	建築確認申請書類、位置図、敷地図、家屋の配置図及び建築図	位置図は、県全域又は尾張・三河地域を背景とする。敷地図、建築図面は、建築確認申請図面を添付。償却資産のみの場合は、レイアウト計画図を添付	
	当該設備の図面又はパンフレット		
	会社概要		
	その他	上記書類以外に必要なと認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。	
		交付申請時の提出書類	備 考
		助成金交付申請書	【第 6 号様式】
		事業内容報告書	【市様式】
	市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印	
	常用従業員名簿	【市様式】	
	交付申請時アンケート調査	【市様式】	
	中小企業者チェックシート	【市様式】※法人のみ	
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ	
	注文書、契約書、納品書、請求書の写し		
	領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書などの、事業の支出を証する書類の写し	

検査済証、建築図の写し	検査済証で工事着工日が分からない場合は、起工式資料なども添付
固定資産台帳の写し	
固定資産リスト	
事業内容を証する写真	
計画認定通知書の写し	
雇用保険被保険者通知書	※後日、現地確認も可
被保険者縦覧照会回答票	※後日、現地確認も可
その他	上記書類以外に必要なと認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
助成金請求時の提出書類	備 考
請求書	【第13号様式】
助成金交付決定通知書の写し	

6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和62年春日井市規則第19号）別表第2（第4条関係）に定める創造産業立地事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

7. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課	
電 話	0568-85-6247
F A X	0568-84-8731
メー ル	kigyo@city.kasugai.lg.jp